

協定区域	須磨区西落合5丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可年月日	認可 2002年11月1日
	面積	2,637.16㎡		更新 2012年11月1日 更新 2022年11月1日
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	2022年11月1日～2032年10月31日(10年)

協定内容の概要

- (1) 建築物の敷地の区画は、この協定締結時の区画とし、これを分割してはならない。
- (2) 建築物は、1区画1戸建てとする。
- (3) 車庫は、道路の角切部分を自動車の出入口としないものとする。
- (4) 現状地盤面は、変更してはならない。
- (5) 敷地内には積極的に植栽を行い、緑化に努めるとともに、保守管理を怠らないこと。
- (6) 看板、広告塔その他これらに類するものは、当該権利者に係るもの及び文化、政治、宗教等営利を目的としないものに限り設置できるものとする。ただし、その場合にあっても、必要最小限のものとし、周辺と調和するよう努めなければならない。

※この地区は隣接地・除外地はありません。

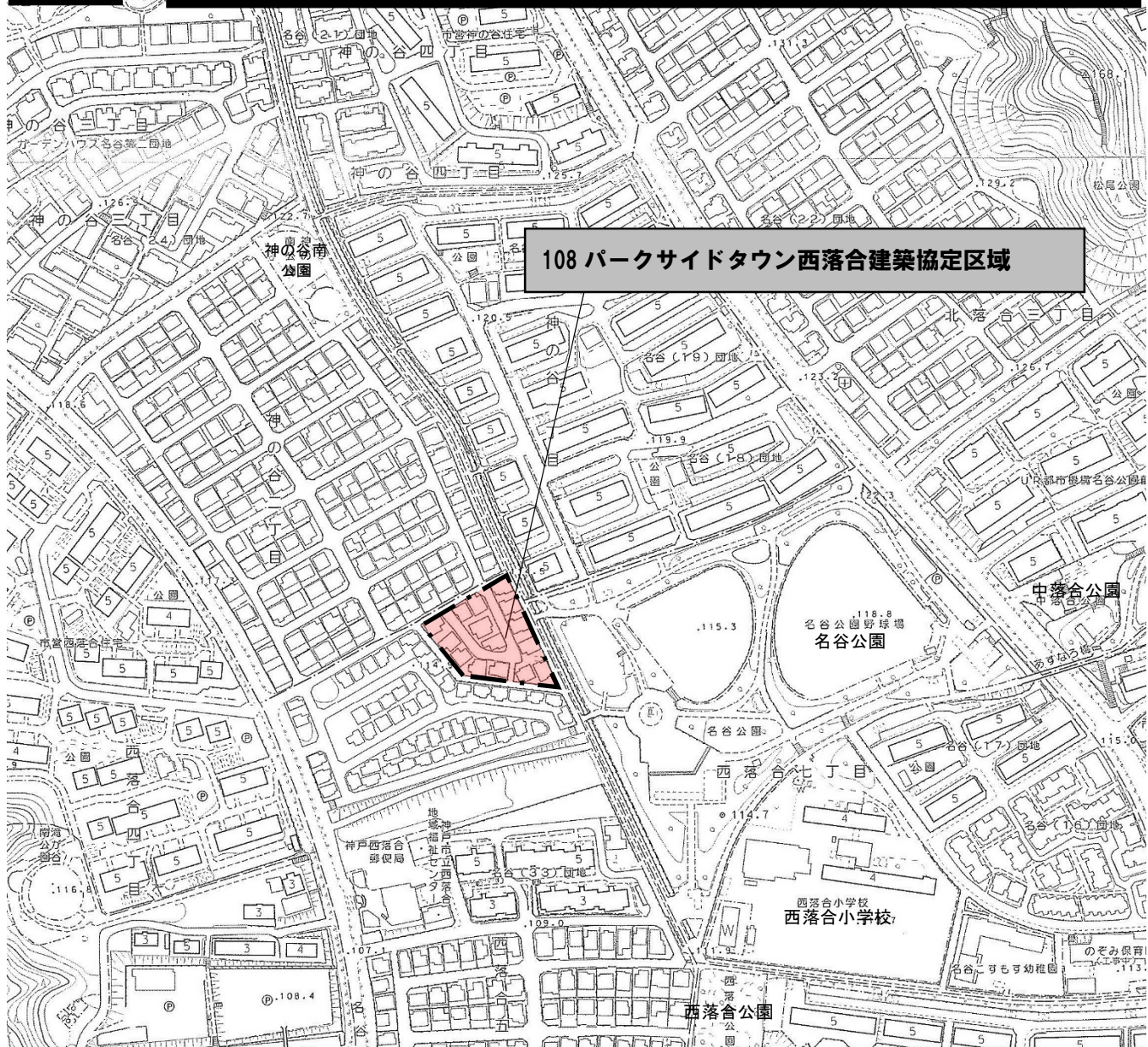
運営委員会連絡先	委員長
----------	-----

詳しくは建築協定運営委員会まで問い合わせして下さい。

108

パークサイドタウン西落合

108 パークサイドタウン西落合建築協定区域



位置図

